

わんわんマナーアップ講座

小型犬用仮設ドッグランを設置し、愛犬クラブ独自のファミリードッグ検定を行ないます。ドッグトレーナーも来場!

※市民活動団体事業支援補助金交付金事業

日時 1月31日(日)午後1時~4時

※ドッグトレーナーによる指導は午後2時~3時

場所 かに坂公園

定員 当日先着20人

参加資格 犬が各種予防接種を受けていること(お子さんのみの参加はできません)

持ち物 エチケットバッグと犬のおやつ

問合せ 福生愛犬クラブ事務局

☎551・3750



市民のひろば

個人情報が含まれるため、広報ふっさPDF版からは除いてあります。

問合せ秘書広報課広報広聴係

☎551・1568

「お買い物ありがとうキャンペーン」のお知らせ
発行総額千八百万円(無くなり次第終了)
交換開始日 1月23日(土)
交換場所 1月23日(土)・24日(日)は市役所第二棟1階、25日(月)以降(平日のみ)は商工会館1階商工会窓口

家庭菜園を利用しませんか
4月から熊川東・福生加美・南田園、新たに南田園第二(南田園2-14-16)の家

貸出期間 平成22年4月1日~平成24年2月末日
協力会費 2,000円(水道料、菜園修繕費等)
対象 市内在住の方

申込み往復はがきに①希望する菜園名②住所③氏名(ふりがな)④電話番号⑤生年月日⑥返信用の宛先⑦規約に同意する旨を明記して、1月31日(日)(消印有効)までに〒197-8501

貸出期間 平成22年4月1日~平成24年2月末日
協力会費 2,000円(水道料、菜園修繕費等)
対象 市内在住の方

ガレージセール出店者募集!
会場が「自由広場」に変わります~
会場が変わり新しいお客さんの来場が予想されます。皆さんの出店をお待ちしています!

なかよしクラブ 遊ぼう!ちびっこ&ママ

市内保育園の保育士が、楽しい歌や手遊び、などを用意してお待ちしています。ママと一緒に遊びに来てください。

1歳以上の就学前のお子さんが対象です。直接会場へお越しください。

日時 毎月第二・四水曜日の午前10時~11時30分(参加無料)



問合せ各会場の担当園(下表参照)

Table with 3 columns: 場所 (保健センター, 福祉センター, 熊川地域体育館), 担当 (加美平保育園, 東福保育園, 若葉保育園, etc.), 担当 (すみれ保育園, 福生保育園, 杉ノ子第三保育園, etc.)

雇用維持に努力される中小企業事業主の皆さんへ
~中小企業緊急雇用安定助成金~

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練または出向をさせ雇用の安定を図る場合、その手当もしくは賃金等の一部を下表のとおり助成します。

問合せ ハローワーク青梅 ☎0428・24・8609

【主な支給の要件】

Table with 2 columns: 対象要件 (雇用保険の適用事業主であること), 支給要件 (売上高または生産量の最近3か月の月平均値がその直前3か月または前年同期に比べ5%減少していること(ただし、直近の決算等の経常損益が赤字であれば5%未満の減少でも可)。

【支給額】

Table with 2 columns: 休業 (休業手当相当額の4/5(上限あり) 支給限度日数:3年間で300日(休業及び教育訓練)), 教育訓練 (賃金相当額の4/5(上限あり) 上記の金額に1人1日6,000円を加算), 出向 (出向元で負担した賃金の4/5(上限あり))

※従業員の解雇等を行なわない事業主及び障害のある人の休業等に対しては助成率を上乗せ(4/5→9/10)しています。

商店街を考えるワークショップ 福生の商店街をより魅力あるものとするため、ワークショップを開催します。「商業のまち福生」の復活に向けて、商店街について一緒に考えてみませんか。日時 2月2日(火)午後7時~9時10分 場所 商工会館3階ホール 申込み 1月29日(金)までに地域振興課 ☎551・1699へ。

年金だより

①老齢年金を受けている方に源泉徴収票を送付します
老齢基礎年金や老齢厚生年金などは、所得税法上「雑所得」として取り扱われ、課税の対象となります。そのため、日本年金機構では、平成21年の年金の支払総額や介護保険料額、源泉徴収税額などを記載した「公的年金等の源泉徴収票」を1月中旬より送付します。

「公的年金等の源泉徴収票」は、所得税が源泉徴収されたか否かに関わらず、老齢基礎年金や老齢厚生年金などを受けている方全員に送付されます。

2つ以上の年金を受けている方や公的年金以外に所得がある方は、確定申告をする際にも必要となりますので、大切に保管してください。

②裁定請求書の事前送付を行なっています
日本年金機構では、皆さんの年金加入記録を基に受給資格の確認を行ない、60歳で受給権が発生する方(老齢基礎年金の受給資格を満たし、厚生年金保険の加入期間が12か月以上ある方)には60歳に達する3か月前に、65歳で受給権が発生する方及び60歳から64歳の方であってすでに受給権が発生しているが未請求である方には、65歳に達する3か月前に裁定請求書をお送りし

年金の請求は、誕生日の前日からできますので、裁定請求書と同時に送付されるリーフレット「年金の手続きをされる皆様へ」に記載されている必要書類をご用意のうえ、お早めに年金の請求を行なってください。
問合せ ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165 ※ I P 電話・PHSからは ☎03・6700・1165、またはお近くの年金事務所へ。
③付加年金をご存じですか?
国民年金には、月々の定額保険料に400円の付加保険料を加えて納付することにより、老齢基礎年金に上乗せして給付を受けられる付加年金があります。
付加年金の受給額は200円×付加保険料納付月数として計算されますので、例えば、10か月付加保険料を納付すると、200円×10か月=2,000円(年額)が付加年金として支給されます。
なお、付加保険料は国民年金第一号被保険者(保険料の免除を受けている方及び国民年金基金加入者の方を除く)の方のみ、申込みができます。付加保険料は、申込みをされた月分からの納付となりますので、希望される方は、お早めに保険年金課窓口(市役所1階5番)で手続きしてください。
問合せ 保険年金課 ☎551・1670

市民活動相談日 地域での活動の相談に、情報提供やアドバイスでサポートします(事前予約で詳細な相談可)。日時 2月26日(金)午後1時~3時30分 場所 輝き市民サポートセンター 問合せ 協働推進課 ☎551・1590